

## 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金について

### 1 概要（設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均額868円）

最低賃金法第11条の「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金は、

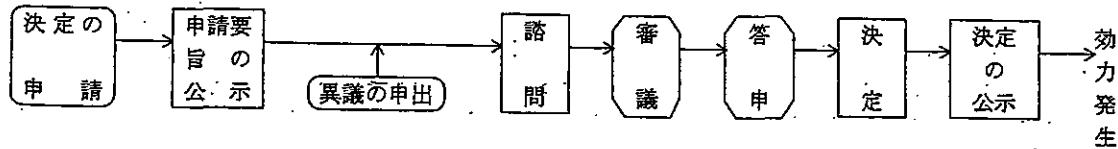
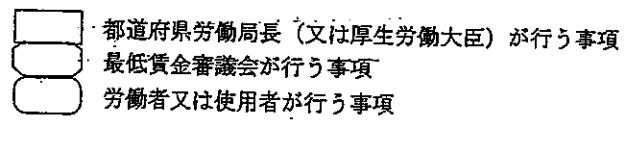
- ・一定の地域内の同種の労働者及びその使用者の大部分（3分の2程度）に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合で、
- ・労働協約の締結当事者である労働組合又は使用者の全部の合意による申請があつたときに、

厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、最低賃金審議会の意見を聴いて、当該労働協約に基づき、労働協約当事者以外のアウトサイダーも含めた同種の労働者及びその使用者の全部に適用する最低賃金として決定するものである。

なお、この「大部分」の要件については、最低賃金法制定当初は労働組合法第18条と同様「4分の3」という基準が一応の参考とされていたが、その後、一般には、3分の2程度をもって「大部分」として取り扱うこととされ、この場合「3分の2程度」については、単に形式的に理解すべきものではなく、当該業種、職種、地域などの実態を勘案するとともに、特に最低賃金審議会の意見を尊重して判断することとされた（昭和46年12月23日発基第134号）。

### 2 決定手続の概要

「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金



### 3 労働組合法第18条との関係について

	労働協約拡張方式(最低賃金法第11条)	労働組合法第18条
目的	その地域における賃金の最低額を保障することにより公正な競争を確保するとともに労働条件の改善を図ること。	労働協約の実効の確保を通じて労働組合の団結の擁護に資すること。
対象	労働協約における賃金の最低額に関する条項のみ。	労働協約の諸条項を総合的に対象。
法律構成	労働協約の賃金の最低額に関する定めに基づいて、当事者およびアウトサイダーの双方を含めた当該地域の労使の全部に適用する最低賃金を決定する。	アウトサイダーの労使にその労働協約の適用を拡張する。
効力	当該規定に基づく最低賃金の決定は、その決定の基礎となった労働協約とは別個の独立したものであることから、当該労働協約の解消、消滅とは関係なく効力を存続する。(安定性)	当該規定に基づく決定は、拡張適用した労働協約の解約、消滅とともに失効する。(不安定性)
アウトサイダーへの適用	最低賃金(最低賃金法第5条1項違反)	労働協約
発動要件	①労使双方の大部分(概ね2/3以上)に適用されていること。 ②2以上の労働協約であっても賃金の最低額について実質的に内容を同じくしていることをもって足りる。	①労働者の大部分(3/4以上)に適用されていること。 ②1の労働協約
決定機関等	厚生労働大臣又は都道府県労働局長が最低賃金審議会の意見を聴いて決定。	厚生労働大臣又は都道府県知事が労働委員会の決議により決定。

#### 4 審議会方式と労働協約拡張方式の対比

	審議会方式 (地域別最低賃金)	審議会方式 (産業別最低賃金)	労働協約拡張方式
対象	原則すべての労働者及びその使用者	特定の産業に属する労働者及びその使用者	一定の地域内の同種の労働者及びその使用者
決定等の契機	行政主導	労使の申出	労使の申出
決定等の要件		①労働協約ケース 同種の基幹的労働者の 1/2 以上(改正又は廃止の場合は 1/3)に労働協約が適用を受ける場合等で、当該労働協約当事者の全部の合意があること ②公正競争ケース 事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者に最低賃金を設定(改正又は廃止)する目的で、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね 1/3 以上の合意があること	労働協約が労使双方の大半分(概ね 2/3 以上)に適用されていること
最低賃金額等	最低賃金額等については、審議会で調査審議して決定される。	まず最低賃金を設定する必要性について審議会で審議し、必要性の答申を経た後、最低賃金額等について審議会で調査審議して決定される。	最低賃金審議会の意見を聴いた上で、労働協約で定められている最低賃金額が決定される。
実態	47 件(約 5,000 万人)	250 件(約 410 万人)	2 件(約 0.05 万人)

## 労働協約拡張方式の現状

	滋賀県塗料製造業 地域的最低賃金	広島県広島市・東広島市 塗料製造業地域的最低賃金
適用地域	滋賀県の区域	広島県広島市・東広島市の区域
申請代表団体	イサム塗料労働組合	日本ペイント労働組合
最低賃金額 日額(時間額)	6,640円(830円)	7,200円(960円)
改正発効年月日	12.5.10	10.11.5
適用使用者数 (当該労働協約の適用を受けている 使用者数)	6人 (4人)	3人 (2人)
適用労働者数 (当該労働協約の適用を受けている 労働者数)	360人 (239人)	149人 (134人)